

資 料 提 供	
平成 2 2 年 5 月 2 5 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (木 村)
電 話 (内 線)	7 0 4 3

平成 2 2 年 6 月 定 例 県 議 会 付 議 案

議案第 1 号 平成 2 2 年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2 号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第 3 号 鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について（県民課）

日野郡における諸課題に関する住民の意見を地域の施策に反映する他の仕組みが定着しつつあること等にかんがみ、日野郡民行政参画推進会議の設置期限を平成 28 年 3 月 31 日から現任委員の任期である平成 22 年 7 月 8 日までに短縮するものである。

[公布施行]

議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について（人事企画課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、最初の育児休業から 3 月以上期間が経過すれば再度の育児休業を認めることとする等所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 5 号 鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正について（福利厚生課）

互助会は、県の職員の相互扶助を基本として運営されるべきものであることにかんがみ、その運営形態を見直し、互助会へのすべての補助金を廃止したことに伴い、補助金等収入に関する規定を削るものである。

[公布施行]

議案第 6 号 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（政策法務課、公文書館）

公文書館が保存し、管理する歴史的資料として重要な県の公文書等をより広く県民が利用できるようにするため、公文書等の一般利用の原則及び一般利用に供する公文書等の範囲について定める等、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 7 号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（子ども発達支援課、病院局総務課）

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正により、正当な理由がない限り、診療明細書を無償で交付することが義務づけられたことにかんがみ、県立社会福祉施設及び県立病院において、領収証の交付に併せて診療明細書を発行する際の手数料を無料とするものである。

（概 要）

診療明細書発行手数料

現行 420 円 → 改正後 420 円（領収証の交付に併せて発行する場合は無料）

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

2級建築士及び木造建築士の登録事務並びに建築士事務所の登録事務を知事が指定する者に行わせる場合には、当該事務に係る手数料をその者の収入とする等所要の改正を行うものである。

（参 考）

事務の区分	手数料の額
2級建築士及び木造建築士の登録	1件につき18,000円
1級建築士事務所の登録	1件につき15,000円
2級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録	1件につき10,000円

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例の廃止について（企業局経営企画課）

みなと温泉館を民間事業者に譲渡することに伴い、その管理に関する事項について定めた条例を廃止するものである。

[平成23年4月1日施行]

議案第10号 工事請負契約（国道482号トンネル工事（茗荷谷トンネル）（交付金改良）） の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道482号トンネル工事（茗荷谷トンネル）（交付金改良）
工 事 場 所：八頭郡若桜町茗荷谷
契約の相手方：国道482号トンネル工事（茗荷谷トンネル）（交付金改良）
清水・藤原特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：752,430,000円
工事完成期限：平成23年7月18日

議案第11号 工事請負契約（国道313号（倉吉道路）橋梁上部工事（1工区） （不入岡高架橋P6-P12）（補助改良））の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道313号（倉吉道路）橋梁上部工事（1工区）
（不入岡高架橋P6-P12）（補助改良）
工 事 場 所：倉吉市不入岡
契約の相手方：川田工業株式会社広島営業所
契 約 金 額：557,445,000円
工事完成期限：平成24年3月23日

議案第12号 財産を減額して貸し付けること（鳥取県学校給食総合センター敷地）について （スポーツ健康教育課）

貸 付 先：財団法人 鳥取県学校給食会
貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市安長字前内 387 番 1 ほか 1 筆	土 地	3,978.98 m ²

貸 付 期 間：平成22年8月31日から平成32年8月30日まで

貸 付 金 額：普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該土地の貸付料年額の3分の2の額

減額貸付理由：市町村等に安全、良質及び低廉な学校給食用物資を供給し、学校給食の円滑な実施を図るため、鳥取県学校給食総合センターの用に供する土地について、引き続き減額して貸し付けるものである。

議案第13号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部会計課）

和解の相手方：大山町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 6,568,920 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 3 月 31 日、八橋警察署の職員が、公務のため小型乗用車を運転中、対向車線にはみ出したため、対向してきた和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

議案第14号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）） について（公園自然課）

東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：財団法人鳥取県観光事業団

指 定 の 期 間：平成 22 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

議案第15号 鳥取県日野地区連携・共同協議会の設置に関する協議について（自治振興課）

日野郡区域における行政サービスの維持、向上や効率的な行政運営を促進し、日野郡区域に共通する諸課題の解決に寄与するため、鳥取県及び日野郡 3 町（日南町、日野町及び江府町）の協議により規約を定め、法定協議会を設置することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

①協議会の名称

鳥取県日野地区連携・共同協議会

②協議会で担任する事務

- ・日野郡内の障がい者雇用に関する事務
- ・日野郡内の母子保健分野における発達支援に関する事務
- ・日野郡内の消費者を対象とした悪質な訪問販売の防止等に向けた取組に関する事務
- ・日野郡内の消費者行政に関する関係機関との連携に関する事務
- ・日南町、日野町及び江府町における事務用品等の共同発注に関する事務 等

[平成 22 年 7 月 1 日適用]

報 告 事 項

報告第 1号 平成21年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 9件 繰越額 1,586,323千円

報告第 2号 平成21年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 244件 繰越額 37,945,093千円

報告第 3号 平成21年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 9,198千円

報告第 4号 平成21年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 152,430千円

報告第 5号 平成21年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 8,148千円

報告第 6号 平成21年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 26,125千円

報告第 7号 平成21年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 49,383千円

報告第 8号 平成21年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 20,330千円

報告第 9号 平成21年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 59,115千円

報告第10号 平成21年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 3件 繰越額 28,641千円

報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正について (平成22年3月25日専決) (人事企画課)

雇用保険法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の整理を行うものである。
[平成22年4月1日施行]

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の

一部改正について (平成22年3月25日専決) (自治振興課)

自然公園法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の整理を行うものである。

[公布施行]

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年3月25日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 383,950 円について、平成 22 年 4 月から全額返還するまで毎月 5,000 円ずつ県に支払うこと。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年3月25日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 569,762 円について、平成 22 年 4 月から全額返還するまで毎月 5,000 円ずつ県に支払うこと。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年3月30日専決) (財政課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 61,135 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 3 月 4 日、東部総合事務所の職員が、公務のため駐車場内に駐車中の軽乗用自動車に乗りしようと運転席ドアをあけたところ、強風にあおられ、隣に駐車中の和解の相手方所有の普通乗用自動車の後部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年3月31日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 147,588 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 1 月 12 日、警察本部刑事部組織犯罪対策課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点を右折する際、前方で停止した和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年3月31日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：湯梨浜町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 38,535 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 2 月 16 日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通特種自動車 (パトカー) を運転中、交差点を右折する際、前方反対車線から直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年4月8日専決）（県土総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 125,738 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 1 月 5 日、中部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）で除雪作業中、待避所内で後退した際、後方で停車中の和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年4月16日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年4月17日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年4月17日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年4月17日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年4月17日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年4月21日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(15) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年4月21日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(16) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成22年4月30日専決）
（住宅政策課）

相手方：上粟島団地 入居者 1名 連帯保証人 1名
訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年4月30日専決）（教育環境課）

和解の相手方：鳥取市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金 141,067 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成22年3月2日、教育委員会事務局教育環境課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年5月7日専決）（統計課）

和解の相手方：鳥取市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金 217,498 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成21年12月10日、統計課の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方で停止した和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(19) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年5月12日専決）（畜産課）

和解の相手方：甲 境港市 個人
乙 鳥取市
和解の要旨：県は、損害賠償金 52,389 円（県過失 1 割）を甲に、損害賠償金 2,940 円（県過失割合 1 割）を乙に支払う。
事故の概要：平成22年3月16日、鳥取家畜保健衛生所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から直進してきた和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したと共に、衝突により和解の相手方甲の軽乗用自動車が和解の相手方乙の設置する視線誘導標に衝突し、同視線誘導標を破損させたものである。

(20) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年5月12日専決）
（農林総合研究所企画総務部）

和解の相手方：湯梨浜町 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金 94,052 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成22年1月19日、農林総合研究所畜産試験場の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、同試験場駐車場で後退し、敷地内通路へ進入した際、同通路に駐車していた和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(21) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年5月14日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(22) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年5月14日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(23) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年5月14日専決）（農政課）

和解の相手方：琴浦町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 36,477 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 2 月 22 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を右折する際、進路前方において同交差点を左折中の和解の相手方所有の小型貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

(24) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年5月17日専決）（農政課）

和解の相手方：八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 17,063 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 12 月 24 日、八頭総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、歩道から道路に右折進入してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(25) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年5月18日専決）（農政課）

和解の相手方：倉吉市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 43,355 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 12 月 24 日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(26) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年5月18日専決）（県土総務課）

和解の相手方：伯耆町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 8,770 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年3月10日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）で除雪作業中、排雪板が路肩の雪に接触してバランスを崩し、積雪によりスリップして、対向車線の路肩で横転したことにより、和解の相手方が所有する立木11本を破損させたものである。

報告第12号 法人の経営状況について

財団法人鳥取県情報センター ほか18法人

報告第13号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

株式会社鳥取県情報センター ほか17法人

報告第14号 長期継続契約の締結状況について

件数	新規	64件
----	----	-----